



JTSU-B
申1号

ジェイアールバス関東労働組合に対して 不誠実極まりない会社の対応！

ジェイアールバス関東労働組合は2月17日に結成大会を開催し、同日ジェイアールバス関東会社へ申1号「労使対等・信義誠実の原則に基づき、ジェイアールバス関東労働組合員の労働条件の向上を求める申し入れ」と、申2号「2020年度賃金引き上げにおける全組合員一律のベースアップを求める申し入れ」の申し入れを行いました。



4. ジェイアールバス関東労働組合員への差別・パワーハラスメント・脱退強要などの不当労働行為は行なわないこと。また、労働組合加入活動への妨害行為は行なわないこと
5. 今申し入れにおいての団体交渉を速やかに開催すること。なお、具体的な交渉期日を **10日以内** に示すこと

申1号では上記の4項と5項を謳っておりますが、5項に対して現在も具体的な交渉期日を示さず、申し入れから **23日経過** (3/11現在) ジェイアールバス関東会社から **不誠実極まりない対応** をされています。



◆**不当労働行為とも言える不誠実な対応に関して、第三者機関の活用を検討します！**

◆**労使間の取り扱いに関する協約・賃金控除に関する協定は組合員の利益に直結することから、団体交渉の早期開催を強く要請します！**